

- ・シリアル型・ネットワーク型の要素を含む空知の提案に関しては、ストーリー性を重んじる制度である日本遺産を目指すというのは正解だと考える。

<若者（子ども）の啓発について>

- ・北海道が抱える最大の問題は、若くて優秀な人が北海道を離れていくこと。
- ・先日開催された縄文遺跡登録推進フォーラムで、参加していた小学生から「進むべき道を見つけた」との発言がありスタッフを感動させたが、この例のように、プロジェクトの内容を子ども達にもきちんと理解してもらうことが重要。

<その他>

- ・アジアなど海外に対して有効な情報発信のツールとなっている「北海道 Likers」など、SNS をうまく使えば、あまりお金をかけずに効果的に情報発信することができる。
- ・来年度、北海道博物館の特別展で「大ジオパーク展」をやる予定だが、道内自治体との連携をひとつの大きなテーマとしている。
- ・北海道博物館の館長という立場でも、北海道遺産協議会の会長という立場でも、何らかの協力はできると思っている。

意見交換のポイント（確認事項）

<今後のスケジュールについて>

- ・市町村、文化庁等へのヒアリングは必要に応じて適宜実施することとし、検討チームとして（出張等を伴う形では）実施しないこととする【政策局】

<東大先端技術研究センター・西村所長の講演について>

- ・プロポーザル型政策形成事業の概要、プロジェクトの全体概要（当初版）、知事への中間報告資料（A3版）は既に西村先生に送付済み【空知】
- ・講演の依頼内容は、「産業遺産の保全と活用の現状及び今後の方向性」とし、世界遺産や日本遺産に関する動向などについても触れてもらうこととする【政策局】
- ・産業界が支える産業遺産国民会議のことなどウラの事情も伺いたい【胆振】
- ・会場として、博物館の講堂及び記念ホールも使用できる可能性がある【博物館】

<報告書の内容について>

- ・第4章の5「具体的な提案例」については、アイデアベースで作成して構わないので、内容については適宜相談してほしい【政策局】
- ・市町村アンケートの結果のうち、公表を望まないもの（調査票の原票など）については内部限りとし、ホームページには掲載しない【空知、胆振、政策局】
- ・報告書のフォーマット及び第1次締め切りの期日については追って連絡する【政策局】

<具体的提案例について>

- ・九州の創生交付金を活用したコンテンツ作成事業（AR・VR作成等）が参考になるかもしれない【空知】
- ・JR北海道と連携したスタンプラリー【博物館】
- ・包括連携協定締結企業との連携可能性について広報広聴課と意見交換してみる【政策局】

<その他>

- ・北海道遺産の再編については、話題にはあがっているものの、理事会での具体的な議論には至っていないようだ【地域政策課】

以上

第5回 政策形成チーム会議 議事概要（要点）

- 日 時 平成28年1月29日（金）15:00～17:00
- 場 所 別館西棟4F経済部2号会議室
- 出席者 メンバー9名、事務局2名、外部有識者1名 計12名

政策局参事・青山主幹（リダー）、小野主幹（事務局）、山本主査（事務局）、空知総合振興局地域政策課・東課長（リダー）、森本主査（リダー）、文化・スポーツ課・遠藤主査、北海道博物館学芸部・栗原学芸員、環境・エネルギー室・曾我主査、都市計画課・池田主査、胆振総合振興局地域政策課・錦野主査、教育庁文化財・博物館課・藤原主査
※（欠席）空知総合振興局地域政策課・柏主任、総合政策部地域政策課・山根主事、観光局・木之内主任、後志総合振興局地域政策課・早坂地域政策係長

札幌国際大学・吉岡教授のアドバイスのポイント（資料1・最終報告書（作業中）に関して）

■ 全体を通して

- 素材は揃っているのですが、素材の組み替えにより何か違った世界がありそうだと期待を持てるような、魅力的で斬新なストーリーづくり、特に「言説の受容」「実現性の喚起」を意識してほしい。

■ 第1章について

- 事実関係、記載内容を確認すること（以下、指摘箇所）。
 - ・ 幌内鉄道（幌内一室蘭間） ⇒ 幌内鉄道（手宮一幌内間）
 - ・ 北海道炭坑汽船株式会社 ⇒ 北海道炭坑鉄道会社
 - ・（要確認）日本製鋼所室蘭製鉄所が2番目の製鋼所
 - ・ 鋼と鉄をきちんと分けること
- カットすべき箇所、加筆すべき箇所を選別すること。
 - ・ 幌向太の箇所はカット
 - ・ 鉄道の箇所は、北海道の発展にどう関わってきたかという話を加筆すること（例：元東京帝国大学教授の田辺朔郎の話など）
- タイトルを見出し調にすること。
 - ・ 「世界遺産をきっかけに産業遺産への関心が高まっている」等

■ 第2章について

- 最初から産業遺産ありきではなく、産業遺産にスポットライトを当てる意味、学ぶ意味を考察してほしい。
- 「産業革命遺産は北海道近代化の原点であり、炭鉄港を担ってきた空知、小樽、室蘭を中核として、オール北海道で原点に立ち返り、先人の力、勇気や知恵を共有することで、北海道の新たな可能性につながるヒントが見えてくるのではないか」等といった見せ方がいいのではないか。
- 制度の概要は資料編でいい。それよりも制度と北海道の関係（北海道にとっての有用性等）についてきっちり、すっきり書いた方がいい。
- 景観重要建造物については突破口になると思う。北海道の産業革命遺産の景観を象徴する新たな造語（例えばテクノスケープなど）を付して、強調して記載することも考えてほしい。
- 道のこれまでの取組については、道央地域観光戦略会議、産業観光検討会議も記載すること。

■ 第3章について

- 事実関係、記載内容を確認すること（以下、指摘箇所）。
 - ・ 万田立坑の移設話はカット（既知の話）
 - ・ ドイツCHH社は鉄鋼会社

- ・ドイツへは外国人労働者として渡っている
- ・④の「統一的なサインや案内標識の整備」は、可能性ではなく具体的な話。可能性と具体的な話は仕分けすること

■ 第4章について

- 7つの示唆については、説明を加えること。
(例えば「地元に住む人の誇りなくして地域の再生はない」の箇所は、どのように誇りを持ち、活用していくかという部分も記載)
- 概念図はもっと大事に記載してほしい。基本理念に書いている内容は目指す姿であって、補助的にもっと分かりやすい目標(例えば10年後、誰がどういう風になっているか。主体別に。手触り感が伝わるように。)があってもいい。
- 戦略が戦闘になっている。戦略4は既存の制度を並べるだけではなく、どう戦略的に使うのか記載がほしい(制度のメリット・デメリットを示しつつ、どの制度が北海道に適しているのか等)。また制度活用に向けた基盤整備の話であれば、戦略1への記載がいいのではないかな。
- 戦略3は、経産省の地域ストーリー作り研究会のHPを参考にしてほしい。
- 世界遺産については、ストレートに文化庁に暫定リスト入りをお願いしても難しいのが現実なので、例えば世界遺産登録に向けて、「北海道が選ばれないのはおかしい」等といった世論を喚起するために日本遺産を活用するといったストーリーなども戦略として考えていいと思う。
- 戦略の中で、景観重要建造物は特出ししてほしい。
- 具体的な提案例は、思いつきを記載するのではなく、目標や戦略を補強するものであってほしい。

■ 第5章について

- 「人口減少や財政難といった閉塞感を突破するために、150年を機に原点に立ち返り、ミュージアムを基軸としてしっかりと推進していく」などといったストーリーにしてもらえたらいい。
- 産業遺産国民会議は実質稼働していないので、連携の記載はカットしたほうがいい。

■ 終わりに

- 目標と視点、従来にない組み立てでどう突破していくのかという観点が重要。

■ 補足(戦略2「北海道ミュージアム構想との連動」について)

- 資料2を見る限り、構想自体が明確ではなく、具体的な動きはこれからだと思うので、「構想策定の参考となるような実験的な取組、戦略を考えた」といった書き方がいいのではないかな。

以上

第6回 政策形成チーム会議 議事概要（要点）

- 日時 平成28年2月18日（木）15:00～17:00
- 場所 本庁舎9F職員監会議室
- 出席者 メンバー11名、オブザーバー8名（外部2名、道庁職員6名）、事務局2名、外部有識者1名 計22名

- 講師
東京大学 先端科学技術研究センター所長・教授 西村 幸夫 氏
- 政策形成チームメンバー

所 属	職 名	氏 名	備 考
総合政策部政策局参事	主 幹	青山 大介	リーダー
空知総合振興局地域政策部地域政策課	課 長	東 貴弘	サブリーダー
空知総合振興局地域政策部地域政策課	主 査	森本 亜紀	サブリーダー
総合政策部人口減少問題対策局地域政策課地域政策G	主 事	山根 慶子	
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課文化G	主 査	遠藤 健司	
北海道博物館学芸部社会貢献G	学芸員	栗原 憲一	
経済部産業振興局環境・エネルギー室産炭地・保安G	主 査	曾我 晃	
建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観G	主 査	池田 美穂	
後志総合振興局地域政策部地域政策課	地域政策係長	早坂 優	
胆振総合振興局地域政策部地域政策課	主 査	錦野 昌浩	
教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査G	主 査	藤原 秀樹	

□ オブザーバー

所 属	職 名	氏 名	備 考
北海道大学	名誉教授	角 幸博	
札幌国際大学観光学部国際観光学科	教 授	吉岡 宏高	
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課文化G	主 幹	堀籠 正	
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室	室 長	小出 幸希	
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室	主 幹	竹本 広幸	
環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室	主 査	柴田 聖子	
建設部まちづくり局都市計画課基本計画・景観G	主 事	高井 彩衣	
空知総合振興局地域政策部	部 長	柏木 文彦	

□ 事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
総合政策部政策局参事	主 幹	小野 淳也	
総合政策部政策局参事	主 査	山本 雄児	

東京大学先端科学技術研究センター所長・西村教授のアドバイスのポイント

- 北海道の産業遺産に関しては、2009年、吉岡教授に連れて行っていただき、空知赤平炭鉱などを見せていただいたことがある。九州と比べて近代的で採炭量が増えているため規模が大きく、残りがいいのと、周りが開発されていないことから、非常に自然との調和が素晴らしかったといった印象が残っている。
- 3年後の北海道150年はひとつの目標となる。これを機に、50年、100年、150年といった節目で、こうした産業が北海道にこんな貢献をした等の具体的に見えるストーリーを描くことができたらよい。
- ストーリーは、人のストーリー、街のストーリー、技術のストーリーなど、フォーカスの当て方によって様々ある。
- 北海道の場合、都市と産業の発展は平行であることが特徴。そうした全体のストーリーの中に産業遺産を組み入れることで、ストーリーはより立体的になり、住民にとっても、自分たちの生活と産業遺産との接点を実感することができ、さらには、産業遺産の保全に向けた住民の気運を高める後押しにもなり得るのではないか。
- 九州の産業遺産に関しては、世界遺産とは関係なく、保全に関するネットワークがいくつも組まれており、そうした素地があった。
- 稼動資産、非公開資産であっても世界遺産になり得るが、世界遺産を契機に、稼動を停止したり公開する必要性はない。
- 過去に兵器等を製造していた産業遺産については、軍艦を製造していた三菱造船所が世界遺産に

なっている例もあり、あまりナーバスになりすぎる必要はない。

○近代化産業遺産に関しては、地域活性化に資するストーリーをモデル的に再構成して、所管の経産省にフォローアップの視点でサポートをお願いするのも一案。

○多くの北海道の都市は、城下町や港町をベースとしておらず、ゼロから作られた点の特徴。往時の人たちがどういう考えで街を作ったのか、特に、都市の構造と新しい技術や産業の発展とのつながりや、公共施設などの配置から当時の人々が描いた近代都市の姿を想像することは面白いと思う。

○炭住など負の遺産とされている産業遺産であっても、次の時代の都市の姿を考えると時の手がかりとなり得るものであり、また、往時の炭鉱生活を立体的に想起でき、産業遺産としての評価が高まっている傾向があることから、その付加価値を再認識してもらうチャンスはある。

○ストーリーを構築するためには、何よりも本気で物事を深く調査することが重要。そうすると、ストーリーを語りたくなり、それがストーリーテリングになる。

○日本遺産は最大100件で2020年に打ち止めということで、このために何か取り組むということに対しては批判的。しっかりとしたストーリー構築の結果として、日本遺産に指定されるのが王道であり、うまく付き合えばよい。

札幌国際大学・吉岡教授のアドバイスのポイント

○九州と北海道の産業遺産は、相似している点とともに、それぞれの特色もある。北海道の産業遺産は、世界遺産である九州の産業遺産との比較の中で認識を深めることで、もっと誇りが持てたらよい。

○今後もより一層、産業遺産のストーリー発掘に尽力していく考え。道庁にも政策的な後押しをお願いしたい。

北海道大学・角名誉教授のアドバイスのポイント

○本州などは長い歴史の延長で近代がある一方、北海道は殆どが近代の中で括ることができるのはすごいと思っているが、道庁職員を含め、その特色を理解している道民は少ない。

○石炭の採炭から積み出しまでには複数の企業が関わっており、一連のシステムとして語るができるのは魅力的。

○様々な方々の理解を得るため、こうした会議を含めて、産業遺産に関する取組を継続的に発信していくことは重要。

○思いがあれば、どんなものでも宝になるという意味の価値が「思い入れ価値」であり、それを価値評価にすると、まだまだ眠っている宝はあると思う。

○産炭地の歴史に関して、大人は蓋をする傾向があるが、子どもは社会科の学習を通じて冷静に理解している。地域活性化に向けては、こうした子どもたちのエネルギーをうまく引き出してあげることが重要。

以上

第7回 政策形成チーム会議 議事概要（要点）

- 日 時 平成28年3月14日（月）13:30～16:30
- 場 所 本庁舎2階総合政策部共用会議室
- 出席者 メンバー8名、事務局2名 計10名

政策局参事・青山主幹（リーダー）、小野主幹（事務局）、山本主査（事務局）、空知総合振興局地域政策課・東課長（サブリーダー）、総合政策部地域政策課・山根主事、環境・エネルギー室・曾我主査、都市計画課・池田主査、後志総合振興局地域政策課・早坂地域政策係長、胆振総合振興局地域政策課・錦野主査、教育庁文化財・博物館課・藤原主査

※（欠席）空知総合振興局地域政策課・森本主査、柏主任、文化・スポーツ課・遠藤主査、北海道博物館学芸部・栗原学芸員、観光局・木之内主任、

- リーダー、サブリーダーが中心となって、各メンバーが執筆した原稿を元に最終報告書（暫定版）を作成し、各メンバーに配付した。
- 出席者で読み合わせをしながら内容を共有し、構成や文言等について修正箇所がないか確認した。
- 最終報告書の完成は3月23日を目標とし、章単位で役割分担を決め、適宜、執筆内容を共有しながら作業を進めていくことを確認した。

以上

e 保全と活用に関する諸制度の概要

- i 指定・登録文化財
- ii 北海道遺産
- iii 近代化産業遺産
- iv 日本遺産
- v 世界遺産
- vi 景観重要建造物

i 指定・登録文化財

a 国指定文化財

文化財は我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもので（文化財保護法第3条、以下「法」という。）、貴重な国民的財産である（法第4条2）。

このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定・選定・登録し、現状変更などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。

重要文化財は建造物や絵画等の有形文化財のうち重要なもの（法第27条）、史跡等は、貝塚や古墳等の記念物のうち重要なもの（法第109条）を文部科学大臣が指定するもので、指定基準は次のとおりである（国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）

表 i - 1 国指定文化財等の定義

建造物の部
重要文化財
建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの。
(一) 意匠的に優秀なもの
(二) 技術的に優秀なもの
(三) 歴史的価値の高いもの
(四) 学術的価値の高いもの
(五) 流派的又は地方的特色において顕著なもの
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
史跡
左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの（一～四・七～九略）。
五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

重要文化財等の指定は、近代化遺産総合調査等の国の補助事業や学術論文・地方公共団体の調査により、重要物件が選定された後、文化庁文化財調査官による現地調査が実施され、条件が整った物件について、所有者が指定の意見具申を行うこととなっている。この意見具申に基づき、文部科学大臣から文化審議会文化財分科会へ諮問し、その答申を経て、官報告示・通知により指定となる。

指定後の現状変更は文化庁長官の許可が必要となる（法第43条・第125条）。また、修理や活用にあたっては国庫補助制度がある。

b 国登録文化財

登録文化財制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財を後世に幅広く継承していくために作られたものである。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行う従来の指定制度を補完するものである。

国の登録文化財は、国や地方公共団体の指定を受けていない有形文化財や史跡等の記念物のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録したものである（法第 57 条・第 132 条）。登録文化財も重要文化財等と同様に登録物件が選定され、文化庁文化財調査官による現地調査が済み、条件が整った物件について、所有者が登録手続きの意見を申請することになる。この意見申請に基づき、文部科学大臣から文化審議会文化財分科会へ諮問し、答申を経て、文化財登録原簿に登録され、官報告示・通知が行われ、プレートが交付される。

登録された文化財については、修理の際の設計監理費の国庫補助（建造物・記念物）、公開活用の資する設備整備費等の国庫補助（建造物）、日本政策投資銀行の低利融資などの支援（建造物）、展覧会などに登録有形文化財を借用展示する際の支援（美術工芸品）等の国の支援措置がある。

c 北海道指定文化財

北海道指定文化財とは、北海道（以下「道」という）の区域内に存するもののうち、道にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって道民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的として（北海道文化財保護条例第 1 条、以下「条例」という。）、条例に基づき指定したものである。

道指定有形文化財は建造物・絵画等の有形文化財、道指定史跡名勝天然記念物は旧宅その他の遺跡のうち、道にとって重要なものを指定するものである（条例第 4 条）。

指定後の現状変更は北海道教育委員会の許可が必要となる（条例第 14 条）。また、管理・修理にあたっては補助制度がある（条例第 10 条）。

d 市町村指定文化財

市町村指定文化財とは、各市町村の区域内に存するもののうち重要なものについて、市町村の文化財保護条例に基づき指定したもので、指定基準や現状変更等についても条例で定められている。

ii 北海道遺産

北海道遺産構想は、北海道にしかない、地域の宝物を掘り起こし、それを守り、磨き、活用する過程で、地域の元気や魅力を育み、新しい魅力をもった北海道を創造していくことを目的として平成 9 年に道が提唱した運動である。構想推進の取組の中では、地域の宝物を「北海道遺産」として選定しているだけでなく、現在は休止しているが「ほっかいどうムラの宝物さがしプロジェクト」とよばれる、地域住民の誇りや自慢の文化や自然、食や風習、さらには人物